

【件名】

地域スポーツクラブ事業の見直しと今後の展開について

【要旨】（目的・内容・対象・時期・今後の方向等）

中野区では、これまで中野区スポーツ推進条例及び中野区スポーツ・コミュニティプラザ条例に基づき、中野区スポーツ・コミュニティプラザの指定管理業務として、区民が主体的に運営する総合型地域スポーツクラブを目指して、地域スポーツクラブ事業を実施してきたところである。

令和7年度に、令和8年度以降のスポーツ・コミュニティプラザの指定管理者を公募、選定していくにあたり、現状を踏まえ、次期の指定管理期間における地域スポーツクラブ事業の見直し・展開の考え方を取りまとめたので、報告する。

1 国が掲げる総合型地域スポーツクラブの特徴と中野区の現状

	総合型 地域スポーツクラブの特徴	中野区の現状
主体	地域住民により、主体的に 運営される団体、組織	条例、規則に基づき区及び指定管理者が 実施する事業、会議
活動場所	学校施設・公共施設を定期的、 継続的に利用	スポーツ・コミュニティプラザの指定 管理者が、主に当該施設内において、 施設管理と一体的に実施
自治体や 施設管理者 の主な役割	財政支援、公共施設の優先的な 利用許可などの側面支援	活動場所となる施設の設置者、 事業実施者

2 地域スポーツクラブ事業の内容（中野区スポーツ・コミュニティプラザ条例）

- （1）区民の健康及び体力の保持増進に関すること
- （2）健康づくりを通じた地域住民の交流の促進に関すること
- （3）スポーツの指導者の養成及び資質の向上に関すること
- （4）学校における部活動の支援に関すること
- （5）スポーツの競技水準の向上に関すること
- （6）その他、区が必要と認めるもの

3 見直し・展開の考え方

（1）スポーツ・コミュニティプラザの管理運営

今後も継続して、中野区スポーツ推進条例、スポーツ・コミュニティプラザ条例の

理念に沿ったスポーツ施設として管理運営し、改善、事業拡充を図る。

(2) 運営・活動の支援を行う技能・資格保有者の配置

関係者及び会員（利用者）の事業・活動を補佐できる技能・資格を持った者を指定管理者に配置を求める。

(3) 公認クラブ制度の改善

会員（利用者）の参画を促すために実施している公認クラブについて、地域スポーツクラブ事業の趣旨に沿った活動、事業への参画が見込める団体の養成、認定を図る。

(4) 指導者の配置・養成

地域スポーツクラブ事業における指導者の養成や、学校部活動の地域展開への対応、スポーツ競技水準の向上のため、有資格者又はそれと同等の技能・経験を持った者を指定管理に配置を求める。

(5) 部活動の地域展開に資する部活動支援事業の展開

中野区教育委員会が、令和6年12月にとりまとめた中野区立学校部活動の「地域連携・地域移行に向けた今後の方針」に沿った事業展開を図る。

4 今後の予定

令和7年	6月	スポーツ・コミュニティプラザ指定管理者公募の開始
	10月	指定管理者候補者の選定
	12月	指定管理者の指定の議案提出
令和8年	4月	新たな指定管理者による運営の開始